



紛争鉱物についての方針

(作成：2021年10月)

はじめに

当社は、ポリマー、プラスチック、塗料、インク、トナー、繊維、接着剤、シーラント、電池、タイヤ、機械用ゴム製品などの着色、発色および性能を向上させる高性能特殊ファーネスブラック、ガスブラック、ランプブラック、サーマルブラック、アセチレンブラックといったカーボンブラック製品のグローバルサプライヤーです。

Orion Engineered Carbonsは、社会的・環境的に責任ある行動をとり、法律を遵守し、顧客との約束を果たし、顧客のビジネスをサポートすることを約束します。

多くのビジネスパートナーがご存じのように、ドッド＝フランク法¹により、製品メーカーは、製品に使用する原料鉱物の供給源と直接関係がなくても、特定の紛争鉱物に関して新たな要件が課せられるようになりました。Orion Engineered Carbonsは、責任ある企業として、コンゴ民主共和国および隣接国（DRC）の武装集団が同地域からの紛争鉱物の調達から利益を得ることを防止するというドッド＝フランク法の目標を支持します。

多くのサプライチェーンは複雑であり、製品メーカーが紛争鉱物の出所まで遡って追跡する仕組みが確立されていないため、紛争鉱物の出所まで効果的に追跡できるようにするためには、多くの政府、業界団体、企業による長期的な共同努力が求められます。

本方針は、紛争鉱物への対応に関するOrion Engineered Carbonsの取り組みと、製品サプライヤーへの期待を示すものであり、以下のように要約されます。

- 紛争鉱物調達に関するドッド＝フランク法の狙いと目的を支持する。
- Orion Engineered Carbonsに販売する製品に含まれる紛争鉱物の出所を調査するために、サプライヤーが実施可能なデューデリジェンスの手順を支持する。
- Orion Engineered CarbonsがDRCコンフリクトフリーではないと判断し、かつDRCコンフリクトフリーの供給源に移行する合理的な手段を講じない場合、紛争鉱物を含む製品の供給を継続しない。²

¹ 2010年7月21日、「ドッド＝フランク法」（ウォール街改革・消費者保護法）が成立。ドッド＝フランク法および2012年米国関連法。証券取引委員会の規則では、特定の企業が製造または製造委託する製品に、コンゴ民主共和国またはその隣接国の鉱山から産出された、製品の製造または機能に必要な紛争鉱物が含まれているかどうかを開示するように求めている。紛争鉱物とは、タンタル、スズ、タングステン、金を指す。

² コンゴ民主共和国またはその隣接国を原産地としない紛争鉱物、リサイクルまたはスクラップからのもの、ドッド＝フランク法の対象である虐待の加害者として特定された武装集団の利益となっていない紛争鉱物のみを含む製品は、「DRCコンフリクトフリー」である。



責任ある調達へのコミットメント

Orion Engineered Carbonsは、ドッド=フランク法の人道的目標を支持し、同社のサプライヤーである製品メーカーが、自社のビジネスにも同方針を採用することを推奨しています。

当社は、いかなるサプライヤーからも未加工の紛争鉱物を直接購入することはありません。また、カーボンブラックの製造に使用される金属を生産する鉱山、製錬所、精製所の間には多くの段階が存在します。

サプライヤーコード

Orion Engineered Carbonsは、サプライヤーが以下の項目を実践することを期待しています。

- サプライヤーがOrion Engineered Carbonsに販売する資材は、DRCコンフリクトフリーとする。
- サプライヤーは、Orion Engineered Carbonsに販売する資材がDRCコンフリクトフリーとなるよう設計された紛争鉱物方針、デューデリジェンスフレームワーク、および管理システムを開発する。
- Orion Engineered Carbonsのサプライヤーは、DRCコンフリクトフリーの供給元からのみ紛争鉱物を調達することが期待される。

そのため、サプライヤーは以下の実施が期待されます。

- 本方針と一致する人事およびサプライヤーの方針を実施して伝達し、直接および間接サプライヤーに同じことを実行するよう求める。
- 紛争鉱物のトレーサビリティのための手順を導入し、必要に応じて直接および間接サプライヤーと協力する。DRCコンフリクトフリーであると検証された製錬所および精製業者から紛争鉱物を調達し、直接および間接サプライヤーに同じことを実行するよう求める。
- Orion Engineered Carbonsにサプライヤーが現在販売している、または販売した製品が、DRCコンフリクトフリーではないと結論付けた、または合理的な根拠があると判断した場合、Orion Engineered Carbonsに助言する。
- 紛争鉱物の出所を裏付けるレビュー可能な業務記録を維持する。
- Orion Engineered Carbonsの要求に応じて、Orion Engineered Carbonsに販売された製品に含まれる紛争鉱物の起源に関する情報をOrion Engineered Carbonsに提供する。なお、本項を具体的に参照していない機密保持契約の条件にかかわらず、Orion Engineered Carbonsは、法的要件または規制要件を満たすため、または顧客またはマーケティングコミュニケーションにおいて、使用または開示する権利を有する。

サプライヤーはまた、紛争鉱物のサプライチェーンにおけるトレーサビリティと責任ある慣行を強化するための業界の取り組みを支援することが奨励されます。



サプライヤーが遵守しなかった場合

Orion Engineered Carbonsは、サプライヤーとの関係を継続的に評価します。

Orion Engineered Carbonsは、サプライヤーが本方針に合理的に準拠しなかった程度を評価する権利を留保します。

Orion Engineered Carbonsは、Orion Engineered Carbonsに販売された製品に含まれる紛争鉱物の起源に関して、サプライヤーに追加の文書を要求する権利を留保します。

本方針に合理的に準拠していないサプライヤーは、Orion Engineered Carbonsのサプライチェーン組織によって、今後のビジネスにおいて提携が検討されない場合があります。

Orion Engineered Carbonsが、本方針を遵守するためのサプライヤーの取り組みが不十分であり、サプライヤーが合理的な是正措置の開発と実施に協力しなかったと判断した場合、Orion Engineered Carbonsは、サプライヤーからの購入を中止するまで、適切な措置を講じる権利を留保します。

本方針のいかなる内容も、Orion Engineered Carbonsのサプライヤーに追加の権利または期待を与える、またはOrion Engineered Carbonsの契約上または法的権利を変更または制限することを意図したものではありません。

苦情処理メカニズムと報告

当社の従業員、サプライヤー、およびその他の関係者は、compliance@orioncarbons.comに電子メールを送信することにより、本方針の懸念および違反を報告できます。当社のウェブサイト <https://www.orioncarbons.com/compliance>にて行動規範の詳細をご覧ください。

報告は匿名で行うことができ、実行可能な最大限の範囲で機密が保持され、法律で許可されます。当社は、誠意を持って報告を行う従業員、サプライヤー、またはその他の当事者に対して報復措置を講じません。

総論

Orion Engineered Carbonsは、顧客や他のビジネスパートナーにとってこの問題の重要性を十分に理解しており、DRCコンフリクトフリーサプライチェーンに向けたサプライチェーンイニシアチブと企業全体の社会的責任および持続可能性に取り組んでいます。当社は、全サプライヤーがこれらの取り組みを同様にサポートすることを推奨いたします。
